平成２２年（フ）第３７５号
鹿児島県鹿児島市上福元町5665番地５サザンタウンN103号
債務者　新𥑮　大介
1　決定年月日時　平成22年６月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第３８４号
鹿児島県鹿児島市平川町407番地
債務者　園田美智子
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第３５４号
宮城県岩沼市押分字須加原72番地の７
債務者　伊藤　　強
1　決定年月日時　平成22年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第３５５号
宮城県岩沼市押分字須加原72番地の７
債務者　伊藤由紀子
1　決定年月日時　平成22年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第６２８号
仙台市泉区北中山４丁目18番地の３
債務者　藤原和香子
1　決定年月日時　平成22年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第６２９号
仙台市泉区北中山４丁目18番地の３
債務者　藤原康太郎
1　決定年月日時　平成22年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第７７９号
仙台市太白区西中田７丁目８番６―104号
債務者　佐藤　悦子
1　決定年月日時　平成22年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第７９３号
仙台市泉区旭丘堤２丁目26番２号　ベルジュ真美沢102
債務者　千田　美鈴（旧姓阿部）
1　決定年月日時　平成22年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第７９４号
仙台市太白区泉崎１丁目10番35号　泉崎ハイツY103
債務者　佐々木圭介
1　決定年月日時　平成22年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第８１２号
仙台市宮城野区白鳥１丁目30番１―113号
債務者　鎌田さつ子
1　決定年月日時　平成22年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第８１６号
仙台市太白区茂ケ崎３丁目２番14号　小野寺アパート203
債務者　片山政治郎
1　決定年月日時　平成22年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第８１７号
仙台市宮城野区鶴ケ谷５丁目23番地　都市機構鶴ケ谷五丁目団地２号棟202
債務者　高橋　由希
1　決定年月日時　平成22年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第８７８号
宮城県多賀城市伝上山３丁目27番18―203号
債務者　佐藤峰千代
1　決定年月日時　平成22年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第８９６号
宮城県塩竈市清水沢１丁目31番２―103号県営清水沢住宅２号
債務者　永坂　恭子
1　決定年月日時　平成22年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第３３１号
宮城県仙台市太白区八本松１丁目13番11―1214号、旧住所茨城県那珂郡東海村大字石神外宿2509番地県営石神アパート３―２―２
債務者　菖蒲　優子
1　決定年月日時　平成22年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第３３２号
茨城県ひたちなか市外野２丁目15番32号イーストハウスD―２
債務者　山口　伸二
1　決定年月日時　平成22年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第３４０号
茨城県ひたちなか市大字三反田3673番地１Ｃａｓａ Ｂｏｓｓ102号
債務者　村田　佑介
1　決定年月日時　平成22年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
水戸地方裁判所